

生徒指導規定

第1章 登下校について

八女農業高校生として自覚を持ち、地域住民等に対し迷惑をかけないように、細心の注意を払うこと。

第1条 始業時刻は午前9時00分、終業時刻は16時05分とする。

第2条 登校後、無断で校外に出てはならない。必要のある場合はその都度担任に届けを出し、別に定める外出届を携行しなければならない。早退も同じく担任に届けを出し、別に定める早退届を携行しなければならない。

第3条 登校、下校の際は所定の通用門から出入りし、他の場所から出入りしないこと。

第4条 部活動の完全下校時刻は、11月から3月までは18時30分、4月から10月までは19時とする。休業日及び長期休業期間は17時とする。

但し、公式試合の直前等により、活動時間等を延長する場合は、部顧問からの申請により、生徒指導課で協議し、校長が決定するものとする。

第5条 登下校途中においては、交通規則や交通道德を守ること。交通内規により安全を心がけること。

第6条 原付バイクでの通学を希望する者は、原動機付自転車通学許可申請書を出し許可を得ること。原付バイク通学受付は交通規定による。

第7条 自動二輪車の免許取得及び同乗は禁止する。自動二輪の免許を取得した場合は、交通規定に従い、懲戒処分とする。

第8条 自動車での通学は禁止する。自動車で通学した場合は、交通規定に従い懲戒処分とする。

第9条 原付バイク免許取得、自動車免許取得については交通規定による。違反した場合、懲戒処分とする。

第2章 服装について

清潔端正に着こなし、地域住民等に不快感や不信感を与えないよう、細心の注意を払うこと。

第1条 服装は、直接自己の人格を表現する。常に規定の服装を清潔端正に着こなすこと。

第2条 生徒の服装は、次の3種類とする。

- 1 制服（校内の日常生活では学校規定の制服を着用すること。）
- 2 体操服（体育及び特別活動時に着用すること。）
- 3 実習服（実験服）（農業実習・実験及び特別活動時に着用すること。）

第3条 制服の着用については、学校指定の冬服・移行服・夏服を季節や気温等に応じて、各自の判断により選択し、正しく着用すること。

- 1 冬服 学校規定のブレザー、長袖シャツ・ブラウス、冬用ズボン・スカート、ネクタイ・リボン、ベルト

※セーター、ベストについては、学校指定のもののみ着用を認める。

- 2 夏服 学校規定の半袖シャツ・ブラウス、夏用ズボン・スカート、ベルト
- 3 移行服 長袖シャツ・ブラウス、夏用または冬用ズボン・スカート、ネクタイ・リボ

ン、ベルト

※セーター、ベストについては、学校指定のもののみ着用を認める。

※ズボン着用の際は、ベルトを着用すること。なお、ベルトは、派手でないデザインや色のものを着用すること。

※ただし、行事等には別途指定する服装を着用すること。

第3章 防寒着について

防寒着は、制服と同じようにきちんと着こなし、地域住民等に不快感や不信感を与えないよう、細心の注意を払うこと。

第1条 学校指定の防寒着（実習用）のみ着用を認める。

第2条 着用を許可する期間は、原則、11月1日から3月31日までとする。

第3条 マフラーについても原則、11月1日から3月31日まで登下校時のみ許可する。

第4条 違反の防寒着等については、その日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。

※破損等により制服（ボタンを含む）、防寒着を再度注文する場合は、学校指定の業者で各自、購入すること。

第4章 頭髪等について

頭髪については、清潔感あふれるように心がけるため、次の基準を設ける。

第1条 髪型は、次のように規定する。

1 長さについて

(男子)

- ・前髪について：目にかからないこと。
- ・後髪について：まっすぐ正面を向いた状態で、襟にかからないこと。
- ・横髪について：耳にかからないこと。

(女子)

- ・前髪について：目にかからないこと。
- ・後髪について：肩よりも長い髪は、ゴムで結ぶ。(ゴムの色：黒・紺・茶)

2 その他

- ・眉と額の剃りこみは禁止する。
- ・パーマ、染(脱)色、かつら、カール、エクステ等及びカラーコンタクトを禁止する。

第2条 靴下（ソックス）は、次のように規定する。

色は白、黒、紺および灰色のみ（ワンポイントは可、ラインは禁止）とする。ストッキングはベージュのみ、タイツは黒色とする。

第3条 通学靴は、次のように規定する。

黒や茶等の革靴が望ましい。運動靴も認めるが、厚底の靴、サンダル、スリッパ等については認めない。

第4条 通学バックは、次のように規定する。

学校指定のバックを使用すること。但し、荷物が多いときは補助バックを使用してよい。

第5条 化粧（色つきリップを含む）・眉剃りをしないこと。

第6条 装飾品（ピアス、指輪、ネックレス等）は認めない。違反の物は、その日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。

第7条 頭髪・服装検査は、原則、毎月実施する。検査にて、指摘を受けた生徒は、直ちに、頭髪や服装を整えること。なお、改善されない場合は、しかるべき処分（懲戒処分等）を行うこともある。

第5章 履き物について

通学時の靴は、第4章第3条の基準に基づき、場所により校内での履き物は次のように規定される。

第1条 教室および廊下では本校指定のスリッパを使用すること。

第2条 体育館では本校指定の体育館シューズを使用すること。

第3条 運動場では本校指定のグラウンドシューズを使用すること。

第4条 農場実習では実習靴を使用すること。

第6章 携行品について

携行品は、各自、責任を持って携行し、紛失・破損しないよう、丁寧に扱うこと。

第1条 生徒は、常に生徒証明書を携行すること。

第2条 所持品には、必ず、学年、組、氏名を明記すること。

第3条 学習に関係ない物（携帯音響装置、雑誌、化粧品等）を持参しないこと。違反の物は、その日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。

第4条 遺失物、拾得物があつた時は、教師に届けること。

第5条 スマートフォンを含む携帯電話の校内持ち込みは許可するが、校内での使用は禁止する。

1 校内に持ち込む際は、電源を切ってバックに入れ、各自で保管すること。

2 校内においてスマートフォンや携帯電話などを許可なく使用し、指導を受けた場合はその日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。なお、授業中に許可なく使用した場合や指導が複数回に及ぶものについては、保護者同伴のもと指導し、校内の持ち込みを制限したり、禁止したりすることもある。

3 校内においてスマートフォンや携帯電話などを使用し、録音や動画の撮影・インターネットへの不適切な書き込み等の投稿を行った場合は、厳しく指導する。

4 校内の電源を利用しての充電は禁止する。

5 紛失、破損等については、学校は一切責任を負わず、生徒の自己責任とする。

6 登下校時については、道路交通法や公共のマナーを守り、周りの人の迷惑にならないように使用すること。

第6条 スマートウォッチを校内持ち込むこと及び使用することについては、許可しないこととする。

第7章 校外生活について

生徒のみでの夜間外出は禁止する。夜は自宅で過ごすことを基本とし、公園や店舗等に集団または個人で居てはならない。基本的に夜間の外出の際は、保護者同伴または保護者の

許可を受けることを条件とする。

第1条 夜間は22時までには帰宅すること。

第2条 喫茶店および飲食店などにみだりに出入りしないこと。

第3条 外泊は禁止する。ただし保護者同伴の場合のみ許可する。

第4条 校外団体に加わること、または団体をつくる場合は事前に校長の許可が必要である。

第5条 アルバイトは原則禁止とする。ただし経済的理由等で行わなければならない場合はアルバイト規定に従い、担任・保護者とよく相談のうえ生徒指導課に事前にアルバイト許可願（新規）または、アルバイト継続届を申請すること。

第6条 保護者（教員）が同伴しない旅行等は禁止する。

第8章 懲戒について

教育上必要があると認めた時は、懲戒処分を行う。懲戒は訓告、停学、退学とする。

第1条 訓告処分等

- 1 公共物の破損、汚損など（校舎、校具の破損、汚損、落書き等）。
- 2 近隣・地域の方などへの迷惑行為。
- 3 その他、教育活動に支障をきたす行為等。

第2条 停学処分等

- 1 交通内規に違反した行為。
- 2 飲酒、喫煙（いずれも所持している場合あるいは同伴、同席を含む）行為。
- 3 窃盗およびこれに類する行為。
- 4 社会的・道徳的に避難される行為（窃盗、万引き、詐欺、暴力行為、いじめなど）。
- 5 考査における不正行為や授業妨害。
- 6 無断アルバイト等。

第3条 退学処分等

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- 2 正当な理由なく正常者でない者。
- 3 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者。

附則 この規定は、平成16年4月から施行する。

平成27年10月19日一部改正、平成30年 3月31日一部改正
令和 2年 3月31日一部改正、令和 3年 3月31日一部改正
令和 4年 3月31日一部改正